

●香川県告示第34号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、観音寺市建設部建設課において令和3年1月26日から10年間閲覧に供する。

令和3年1月26日

香川県知事 浜田 恵造

1 竣功認可年月日

令和3年1月19日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

香川県観音寺市風瀬町11番、14番、15番及び16番の地先公有水面

(2) 区域

次の地点のうち、⑧の地点から⑬の地点を結んだ線、⑬の地点から⑯の地点を順次に結んだ線及び⑯の地点と⑧の地点を結ぶ令和2年1月21日付け元港湾第60676号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +4.30メートルにより決定）により囲まれた区域

⑧の地点	三等三角点柞田（北緯34度06分29.430秒、東経133度39分38.531秒）から294度00分51秒 2,978.81メートルの地点
⑬の地点	⑧の地点から 174度27分01秒 126.95メートルの地点
⑯の地点	⑬の地点から 309度27分06秒 22.63メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から 264度27分00秒 154.00メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から 354度26分59秒 110.95メートルの地点

(3) 面積

18,989.52平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成11年12月9日

(2) 免許番号

11港A第55号